

「不認定決算」 一月例会

「世界の経済が同時不況に陥るのは100年に一度」という。昨秋以来、アメリカや日本の大企業の大半が瞬く間に苦境に立たされ、世界経済は大混乱している。

国会も県議会も不況対策について、具体的な財政支援や労働者の救済を進めている。仙北市においても光学レンズなど製造業の事業所で受注が減り、パート従業員の解雇や正規社員の賃金抑制などが生じている。また会社や商店の破産、倒産も相次いでいる。

対応が注目された12月議会だったが、「歳出削減の方針に変わりない」という石黒市長の考えに、議会は具体的な対応策を早急に示し、臨時議会を開催するよう申し入れた。

提案された議案は、専決処分報告4件、条例改正が15件、19年度一般会計等決算認定が12件、20年度補正予算10件、公の施設の指定管理者関係が12件、追加案件として教育委員選任と市長・副市長の給与条例改正の案件である。



■軽自動車税、納期が変更

市税条例の一部改正は、軽自動車税の納期末の変更で、4月30日から5月31日に変更された。

■特別養護老人ホーム清眺苑を民営化

平成21年4月1日からたざわこ清眺苑が民営化され、「県南ふくし会」が運営することになった。直営の特別養護老人ホームはかくのだけ桜苑

だけになる。

■歯科診療所および診療所条例の一部改正

二つの診療所の文書料が改正された。普通の診断書は1,575円から2,100円に、複雑な診断書（保険提出等）は4,200円が、5,250円になる。

■国民健康保険条例の一部改正

死亡診断書は現行3,150円から、4,200円に改定された。出生育児一時金が、現行35万円が38万円に改正。改正条例の実施は平成21年1月1日。さらに

国民健康保険診療所条例の診断書等文書料も改定された。

また、これまで国民健康保険税の納期延長を求めてきたが、来年度からこれまでの6回から8回に変更され、納期末は2月末となった。

■企業立地の促進等による産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税減免に関する条例の一部改正

これまでは固定資産税の課税免除対象額は3億円以上だったが、これを2億円に改め、農林漁業関連業種は5000万円に改めた。

■消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

団員の定年を65歳に改正し、公布の日から施行。病院事業使用料、手数料徴収条例の一部改正

改正点は「分べん料」の時間内、時間外等料金の改定。さらに文書料の料金改定内容である。分べん料の実施は平成21年1月1日。

■平成20年度一般会計補正予算

歳入、歳出
1億341万4千円が追加補正された。
歳入では地方交付税の3億5565万4千円と国庫支出金が主なもの。基金繰入金3億円、市債2,580万円は減額。

歳出で主なものは、民生費7492万円と総務費3676万円、消防費2075万円である。

商工費、教育費、農林水産業費、衛生費は減額補正された。
民生費は2330万円が生活保護費、農林水産費は花葉館の施設整備費で、2536万円でポンプや給湯ボイラーの整備。

教育費は学校の工事請負費（旧校舎解体）が大幅に減額となった。一般会計補正予算は、経費削減型の補正予算であった。

議案質疑では総務費の財産管理費、パート職員の手当支給、花葉館の施設整備費、財政調整基金、土地売却などの質疑が交わされた。

「平成19年度一般会 —平成20年12



■平成20年度特別会計補 正予算

仙北市の特別会計は11あるが、12月議会で補正額が大きかったのは、国民健康保険特別会計である。5026万円の補正で、高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金に充てられた。

■市有財産の無償譲渡

特別養護老人ホームたざわこ清眺苑の施設等財産を「県南ふくし会」に移譲する議案。詳細は4P、5Pをご覧ください。

■大半の施設は公募なく 前回どおりの指定

公の施設の指定管理者指定は今回12の施設について行なわれたが、制度導入の際に議論された「公募による競争」は新規に指定された勤労青少年ホームと角館交流センターのみで、他の10ヶ所は公募もなく従来どおりの指定となった。

■市長、副市長の1月の 給料を減じる条例改正

議会最終日に追加提案された条例改正である。理由について食い違いが見られた。

市長は「特養桜苑の不祥事の監督責任」と答弁。総務部長は「桜まつり駐車場料金の不適正な取り扱いなど一連の問題の措置」と答え、食い違った。

■地域経済活性化求める

12月議会に何ら具体策を示さなかった当局に、「対策本部の設置」、「緊急予算措置」、「金融機関等関係者協議による具体策」、「公共事業の前倒し」などを求める議会決議を全会一致で可決した。

平成19年度一般会計等決算特別委員会

桜まつり臨時駐車場料金問題で、 一般会計決算は不認定

財政健全化に危機感と責任を！

「広報せんぼく」一月号に不認定となった19年度決算状況が記載されている。12月議会で全会一致でこの決算を不認定とした。また財政指標も掲載されているが、議会だよりと比較してくださ

い。

平成19年度一般会計は、桜まつり臨時駐車場の料金の不適切な取り扱いがあり、一般会計に入るべきお金が入っていないことを当局は認めた。結果的にこのことが「不正」となり決算は不認定となった。次に財政指標だが、財政硬直化を示す経常収支比率が、92・9%で標準80%を大きく

上回っている。実質公債費比率18%を超えると地方債許可団体となるが、19・5%の仙北市はすでに対象団体となっている。公債費負担比率は20%が危険ラインであるが、仙北市は23%である。議会議案終了前に「広報せんぼく」の文書作成をしたと思うが、当局も認めた不認定決算を市民にどう説明するのか。

19年度決算で市税収入

は、税源移譲でやや伸びたが、地方交付税に頼る傾向は変わっていない。先ずは市税の収納率向上を図ることである。市税3億4700万円、国保税3億2000万円、滞納繰越がある。仙北市は人口減少や高齢化、大きな産業がないことが、税収が少なく財政基盤が弱いことにつながっている。税収を増やす即効薬はないが、中長期的見通しの施策が大事

だ。例えば市有財産の遊休地の利活用である。固定資産税の増収、定住人口を増やす施策になる。次に他に遅れをとる雇用の場づくりを活かすべきだ。

さらに仙北市の産業振興に係る予算が、地場で働く人々にいかに直結しているか。市民が豊かにならないければ市の財政は好転しない。財政を豊かにする施策に全力を上げなければならない。